

環境活動レポート 平成22年度版

次世代に継承する
環境適合型社会の
実現をめざして

環境創造事業

循環型社会推進事業

環境コンサルティング事業

環境調査・測定分析事業

環境研究事業

国際協力事業



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

平成23年(2011年)12月1日発行

目 次

1. 協会概要	1
(1)組織の概要	2
(2)事業内容（環境創造事業）	4
(3)事業内容（循環型社会推進事業）	6
(4)事業内容（環境コンサルティング事業）	7
(5)事業内容（環境調査・測定分析事業）	8
(6)事業内容（環境研究事業）	9
(7)事業内容（国際協力事業）	10
2. 環境への取り組み	11
(1)環境方針	11
(2)対象範囲	12
(3)環境目標と環境活動計画	13
(4)環境目標と環境活動計画の実績、取組結果とその評価	14
(5)マテリアルバランス	17
(6)環境関連法規等の遵守状況の確認及びその評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	18
(7)代表者による全体評価と見直しの結果	20
(8)次年度の環境目標と取組内容	21

環境管理責任者及び連絡担当者(事務局)

■環境管理責任者(理事) 井上 成人

■連絡担当者(経営企画部長兼企画調整課長) 住本 昌彦

環境活動レポート

■対象組織 (財)ひょうご環境創造協会

■対象期間 平成22年4月～平成23年3月



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

1. 協会概要

環境適合型社会の実現をめざして

財団法人ひょうご環境創造協会は、環境の保全と創造に資することを目的に、地球規模から地域レベルまで幅広い環境問題に対応し、県民、NPO・NGO、事業者、行政と共に、次世代に継承する「環境適合型社会」の実現に向け、多様な事業を展開しています。

- 1 地球温暖化防止や生物多様性の保全、環境学習・教育の推進などの環境創造に関する事業
- 2 廃棄物等の適正で広域的・効率的な減量、再生、処分などの循環型社会の形成をめざす事業
- 3 大気、水質、土壌汚染に関する測定分析や開発事業に伴う環境アセスメント、動植物・生態系調査などの環境調査・コンサルティング事業
- 4 環境事故の危機管理をはじめとするさまざまな環境問題についての調査研究
- 5 JICA 研修の受け入れや環境技術協力など、世界各地の環境問題の解決に向けた国際協力事業



(1) 組織の概要

名 称 財団法人ひょうご環境創造協会

所在地 〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31
(本部 〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31)
(資源循環部 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-2-18 キンキビルディング内)
(尼崎事業所 〒660-0087 尼崎市平左衛門町70)
(津名事業所 〒656-2132 淡路市津名町志筑新島)
(姫路事業所 〒672-8079 姫路市飾磨区今在家字近藤新田1351-17地先)
(播磨事業所 〒675-0155 加古郡播磨町新島13-1)
(赤穂事業所 〒678-0208 赤穂市西浜町1016-1)
(香住事業所 〒669-6562 美方郡加美町香住区油良399-5)
(ひょうごエコプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー5F)
(ひょうご環境体験館 〒679-5148 佐用郡佐用町光都1丁目330-3)

設 立 昭和47年5月31日

基本財産 6億5千万円 兵庫県 160百万円
県下全市町 330百万円
神戸商工会議所 23百万円
『ひょうご環境創造協会 137百万円』

代 表 者 理事長 大原 義弘

事業内容 環境創造事業、循環型社会推進事業、環境コンサルティング事業、環境調査・測定分析事業、
環境研究事業、国際協力事業

従業員数 186名『152名』

売 上 高 1,655,163千円『1,534,080千円』(平成22年度)

床 面 積 17686.16m²『6,180.47m²』

※『』表示は、平成23年3月末時点でのエコアクション21認証登録範囲

事業登録 計量証明事業登録

兵庫県計証第濃3号(濃度)
兵庫県計証第騒6号(音圧レベル)
兵庫県計証第振7号(振動加速度レベル)
兵庫県計証第特定濃度6号(特定濃度)

水道水質検査機関登録

厚生労働省(登録番号第60号)

作業環境測定機関登録 兵庫労働基準局28-9号

建築物飲料水水質検査業登録 兵庫県56水第11号の5

建築物空気環境測定業登録 兵庫県11空第11号の68

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関 環2003-1-207

MLAP（認定特定計量証明事業者） N-0060-01

（大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類）

第2種臭気測定認定事業所第284（02）号

温泉成分登録分析機関 薬第07E-0001号

エコアクション21地域事務局 ひょうごEMS支援エンター 認定番号1-002

人材認定事業登録（こども環境学習サポータートレーニング）

産業廃棄物処分業許可（最終処分：安定型埋立）

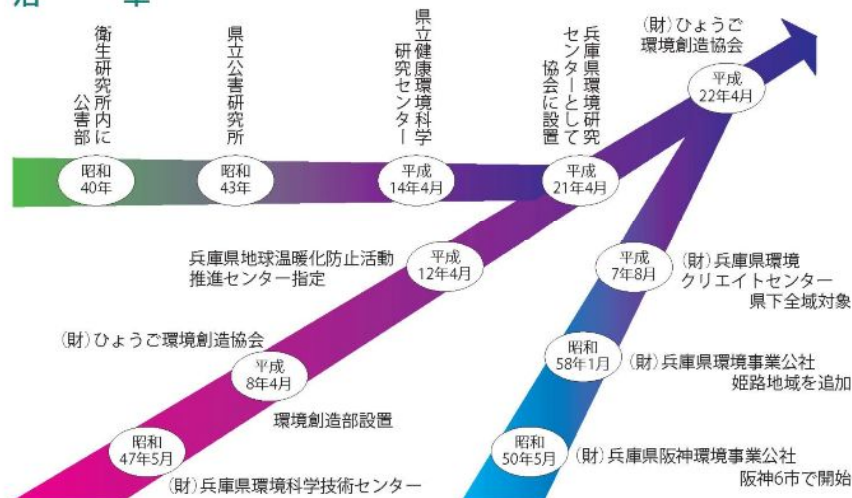
産業廃棄物処分施設設置許可（最終処分場・安定型／ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）

一般廃棄物処理施設設置許可（ごみ処理施設／焼却灰、ばいじん）

技術スタッフ

工学博士	5名
技術士	2名
環境計量士	18名
作業環境測定士	10名
臭気判定士	6名
大気公害防止管理者	6名
水質公害防止管理者	13名
ダイオキシン類公害防止管理者	5名
水道技術管理者	1名
放射線取扱主任者	3名
エックス線作業主任者	11名
1級土木施工管理技士	2名
2級土木施工管理技士	2名
1級造園施工管理技士	2名
特別管理産業廃棄物管理責任者	3名

沿革



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

(2) 事業内容（環境創造事業）

環境に適合した新しいライフスタイルの創造や、事業活動の促進のため、県民・NP0・事業者が一体となり、環境負荷の低減を図るなど、低炭素社会、自然再生社会に向けた取り組みを行っています。

1) 地球温暖化防止活動の推進

温暖化とその影響を防止するため、地球温暖化防止活動推進センターとして、兵庫県から指定を受け、家庭におけるCO₂削減やグリーンエネルギーの導入拡大さらに地域における温暖化防止活動の取組の輪を広げるための事業を行っています。

- 「うちエコ診断」(CO₂排出見える化・削減)事業の推進
- エコチェックなど実践活動の普及啓発活動
- CO₂削減相殺(ひょうごカーボン・オフセット)事業
- ひょうごグリーンエネルギー基金事業
- 地球温暖化防止活動推進委員活動支援
- 太陽光発電相談指導センター事業
- 中小企業等の省エネ、CO₂削減への支援(EA21) 等



ひょうごグリーンエネルギー基金事業



うちエコ診断

2) 生物多様性保全活動の推進

多様な生き物が生息する自然環境を保全・再生するための啓発、支援などを行っています。

- 生物多様性の保全に取り組むNGO・NPOのネットワークの推進 等
- 生物多様性ひょうご基金の運営
- 浜辺の環境学習事業



浜辺の環境学習

3) 環境学習・教育の推進

人間と環境との関わりについての理解を深め、環境適合型社会に向け、環境学習・教育に係る活動支援を行っています。

- ひょうご出前環境教室の開催
- 環境学習プログラム、教材の開発
- エコツーリズムバス運行支援事業

- 環境保全創造活動支援事業
- 環境学習サポーター登録・紹介制度
- こども自然体験推進事業
- 情報誌の発行 等

協会情報誌「エコひょうご」（県民、団体、事業所、市町会員等に年４回送付）

よりよい環境づくりのための様々な事業を支えていくため協会では会員募集し、会員の皆さまへ協会情報誌「エコひょうご」を送らせて頂いています。皆さまからの会費は、環境保全事業に役立てられています。

会員数 （平成２３年４月１日現在）

県民会員	１, ０３５人
団体会員	１０４団体
事業所会員	２０２事業所
市町会員	４１団体



４）環境学習施設の運営【平成２３年４月時点では県の環境マネジメントシステムで運用】

○ひょうごエコプラザ

環境学習や活動に関する情報提供や助成、人材紹介のご相談に環境学習コーディネーターが対応するなど、環境に関する取り組みのお手伝いを行っています。また、タイムリーなテーマを題材とした企画展示を行っています。

「太陽光発電相談指導センター」「ＣＯ₂削減協力事業相談センター」をひょうごエコプラザ内に設置し、専門の相談員が太陽光発電の設置に関する相談や、中小事業者のＣＯ₂削減の取り組みに関する相談に応じています。



○ひょうご環境体験館（はりまエコハウス）

地球温暖化をはじめとする環境問題について、こどもから大人まで幅広い年齢層の県民が、『気づき』、『学び』、『知る』ことのできる体験型の環境学習施設です。（兵庫県が設置し、指定管理者として当協会が管理・運営しています。）

施設自体が環境関連技術を導入した展示物であるという特徴を活かして、さまざまな企画展示を行っているほか、エネルギー実験や環境工作、くらしの知恵などをテーマとした学習プログラムを実施しています。



(3) 事業内容（循環型社会推進事業）

廃棄物に関わる全ての取り組みに対して一元的に対応する体制を整備し、循環型社会構築を目指したさまざまな活動を推進しています。

1) 廃棄物等処理に係る市町等の支援業務

廃棄物等の処理に係る事業は社会経済活動の拡大に伴い、市町単独では対応しきれない場合が増えています。また、廃棄物処理施設の新規建設事業は、中小規模の市町・事務組合では施設運営の経験者や各種専門技術者の確保が困難な状況です。そこで、こうした市町などへの支援事業を行っています。

- 市町事務支援、相談対応
- 市町職員研修
- 廃家電回収、資源化の支援

2) 廃棄物の資源化・最終処分事業

○セメントリサイクル事業

市町のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんについて、住友大阪セメント(株)と協働で、既存のセメント焼却炉を活用した再資源化事業を行っています。

(※EA21 認証登録対象外・23年度以降認証登録予定)

○但馬最終処分場事業

但馬地域の地元の要請を受け、但馬処分場を開設し、建設残土及び建設廃材等を受け入れています。



但馬最終処分場

(※香住事業所は EA21 認証登録対象外・23年度以降認証登録予定)

○大阪湾フェニックス受託事業

近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行う大阪湾フェニックス事業について、廃棄物の広域処理団体として、兵庫県内の積出基地のうち、尼崎、播磨、津名、姫路基地での廃棄物受入業務を受託しています。

3) 調査、研究、交流事業

○ひょうごエコタウン推進会議の運営支援

既存の産業基盤の活用による広域的な資源循環社会の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」の実現に向け、事業化推進や資源循環の推進を進めています。

○兵庫県・広東省等環境ビジネス交流会議の運営支援

兵庫県と広東省等の企業間における環境ビジネスの取り組みを促すため、兵庫県主導のもとに平成19年6月に設置された「兵庫県・広東省等環境ビジネス交流会議」が行う各種事業を支援します。

4) 不法投棄廃棄物の適正処理

○原状回復

廃棄物の不法投棄、不適正処理事案による生活環境保全上の支障を除くため、投棄原因者が

不明又は資金力不足の場合、土地所有者・市町などの要請に基づいて現状回復事業を行っています。

○未然防止、再発防止

市町等の要請に基づき、廃棄物の不法投棄・不正処理の未然防止及び再発防止対策に対して助成を行います。

5) 3 R等普及啓発の推進

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における3 R推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行います。

○クリーンアップキャンペーン

○環境にやさしいマイバック運動

○3 R・低炭素社会検定事業

○地域別循環型社会づくり推進会議支援事業

(4) 事業内容（環境コンサルティング事業）

地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会の推進など環境保全に係る調査研究を進めることにより培われた幅広い知見と高度な技術力で、一貫性のあるコンサルティング業務を遂行しています。

1) 循環型社会形成の推進

循環型社会を実現するために、市町が推進するごみ処理施設等の整備事業について、計画段階から一貫したコンサルティングで支援しています。また、事業者が取り組む適正な産業廃棄物処理施設の設置・管理を総合的にサポートしています。

○一般廃棄物処理基本計画の策定支援

○一般、産業廃棄物処理に関する調査・設計、工事監理などの総合コンサルティング事業

2) 自然環境の保全・再生

地域特性や社会条件などの変化を踏まえ、都市河川での自然再生、ビオトープ創出、荒廃した森林の復元などさまざまな事業目的に対応したプランをご提案し、人と自然とが共生する豊かな社会の実現をお手伝いしています。

○生物多様性地域戦略の策定支援

○緑地保全・里地里山に関する調査・計画策定

○動植物・生態系に関する調査や貴重種の保全

○自然再生における住民参加と合意形成の推進支援

○身近な自然、生き物を紹介する冊子づくり



住民参画型自然再生

3) 低炭素社会実現への取り組み

地球温暖化問題の解決や循環型社会の推進のための切り札となる低炭素社会の実現を目指し、バイオマスの利活用などの再生可能エネルギーに係る計画支援や技術研究に取り組んでいます。



バイオマスの利活用

4) 環境アセスメント

現状を調査により適切に把握し、事業の実施に伴う環境への影響を豊富な実績と最新の科学的な知見に基づき、予測、評価し、事業活動と自然環境や地域社会との持続的な調和をサポートしています。

- 豊富な実績：団地、道路・空港整備、海面埋立、廃棄物処理施設の整備等
- 住民への説明・調査支援
- 適切な事後監視計画の立案と手続き支援

(5) 事業内容（環境調査・測定分析事業）

計量法に基づく計量証明事業登録機関として、経験豊富なスタッフが最新の技術を駆使しながら、あらゆるニーズに即応できる迅速、正確な調査・測定分析を実施しています。

1) 大気環境調査

私たちの身の回りを取り巻く大気環境を良好に保つため、「大気汚染防止法」などの各種関連法令に基づく、工場・自動車等からの排出される物質による大気中の汚染物質や、騒音・振動、悪臭など、あらゆる大気環境の測定を行っています。

2) 水質環境調査

河川や海域をはじめとする水環境を良好に保つため、「水質汚濁防止法」などで規制する物質の測定を行っています。また、水道法の厚生労働大臣登録機関として、基準50項目や水道管理目標設定項目の分析、クリプトスポリジウムなどの耐塩素性病原微生物の検査についても迅速に対応しています。



分析風景

3) 土壌環境調査

「土壌汚染対策法」に基づく土壌ガス調査、土壌溶出量調査、土壌含有量調査、地下水の汚染状況調査を行っています。また、土地取引に先立って必要となる「宅地建物取引業法」及び「不動産鑑定評価基準」に基づく土壌汚染状況の迅速かつ的確な報告、汚染対策工法をご提案しています。

4) 有害物質調査

特定計量証明事業者及び環境省受注資格審査合格機関として、ダイオキシン類や環境ホルモンなど極微量有害化学物質の調査分析を行っています。超微量で存在するこれらの分析には、高分解能GC-MSによる高精度分析で対応しています。



★ISO9001 認証登録【対象範囲】

水、土壌及び大気中の物質濃度に係る分析・測定、音圧・加速度レベルに係る測定並びに計量証明

★MLAP 認定【対象範囲】

大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類

(6) 事業内容（環境研究事業）

県民の安全と安心を守るために、中期事業計画に基づき県と連携した環境に関する調査研究などを行い、また、他の研究機関や大学との連携により、環境事故の危機管理に対する科学的・技術的な情報を提供しています。

1) 有害物質に関する調査研究

有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、高蓄積性、長期残留性、長距離移動性など生態系への影響が懸念されるＰＯＰ_s（残留性有機汚染物質）をはじめ、排出基準未設定化学物質の環境中の動態の把握、環境リスクを評価する手法の開発などの研究を行っています。

- 地球環境問題からみたＰＯＰ_s起源推定と動態解明
- 有機フッ素化合物の汚染実態及び発生源の解明
- 大気中揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の挙動と評価



VOC 測定

2) 水環境に関する調査研究

瀬戸内海の再生に資するため、無機溶存態窒素の減少による海苔の色落ちなどのさまざまな障害が起っている播磨灘について、陸域・海域を含めた流域全体の有機物、栄養塩類などの適正監理方策に資する研究を行っています。

また、富栄養化により生物生息環境が悪化した大阪湾奥部に造成された人工干潟において、底質環境の改善の研究に取り組むことにより、生物多様性の向上を図っています。

さらに、河川の水生生物による水質評価などを通じて、県の環境教育を支援しています。

- 瀬戸内海における栄養塩類などの挙動把握
- 沿岸域における難分解性有機物の微生物利用による低減化
- 底質浄化による生物生息環境の改善



環境教育

3) 大気環境に関する調査研究

大気環境保全に関する最近の行政ニーズに即して、黄砂や光化学オキシダントなどの広域大気汚染問題、微小粒子状物質（PM_{2.5}）低減対策、地球温暖化防止対策、大気汚染常時監視網の再編などに関する調査研究を行っています。

- 気象・大気質モデルを活用した県下の大気汚染物質濃度の予測
- 広域大気汚染（光化学オキシダント、黄砂、酸性物質など）の動態解明
- PM_{2.5}の実態把握と発生源の推定

4) 行政検査に係る調査分析

兵庫県（環境部局）からの依頼を受けて、大気汚染・水質汚濁の監視業務における試料の分析、立入検査などの検体分析、発生源における適正管理や排出抑制対策の指導助言などを行っています。

（７）事業内容（国際協力事業）

これまで培ってきた経験や技術を活かし、環境適合型社会の実現に向け、世界各地の環境保全の取り組みに協力しています。

- モンゴル森林再生プロジェクト
- ブラジルパラナ州における環境管理技術協力事業
- ブラジルパラナ州ロンドリーナ市における水質改善
モデル支援事業
- 兵庫県・広東省ビジネス交流会議（再掲）
- JICA研修（地方自治体における廃棄物コース、環境
安全のための化学物質リスク管理と残留分析コース）



モンゴル森林再生プロジェクト

2. 環境への取り組み

協会は、平成17年3月にISO14001の導入を行い、環境への取り組みに関する組織体制を構築しました。エコアクション21については、平成21年2月に認証登録を行い、ISO14001からエコアクション21に移行しました。また、平成22年度には資源循環部及び兵庫県環境研究センターを含めた運用を行い、平成23年1月の更新審査において、認証対象範囲を拡大しました。

(1) 環境方針

財団法人ひょうご環境創造協会環境方針

【理念】

財団法人ひょうご環境創造協会（以下、「当協会」という）は、環境の保全と創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

【方針】

当協会は、「環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」をスローガンに、県民、NGO・NPO、事業者、行政の行う環境保全と創造活動を支援し、促進する推進母体として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・分析事業、環境研究事業などの事業活動等において、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践するため、以下の原則を履行する。

1（環境保全・創造活動の推進）

職員全員が下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

(1) 環境保全活動

- ① 化学薬品は、適正使用を徹底し、適正管理に努める。
- ② 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進する。
- ③ 電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。
- ④ 廃棄物は、排出の抑制を図るとともに分別を適正に行い、再資源化を推進する。
- ⑤ 産業廃棄物の適正管理に努める。
- ⑥ 排水処理施設及び排ガス処理施設は、適正に管理し、汚染物質排出の予防・防止に努める。

(2) 環境創造活動

- ① ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。
- ② グリーンエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。
- ③ 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。

2（法令等の遵守）

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。

3（緊急時の対応）

緊急事態に備え、化学薬品の保管・使用及び排水処理施設等の管理にあたっては、防災対策を講じ、汚染物質の漏出の防止に努める。

4（継続的改善）

環境方針、環境目標は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。

5（公開）

環境方針は、公開する。

制定日 平成20年4月1日

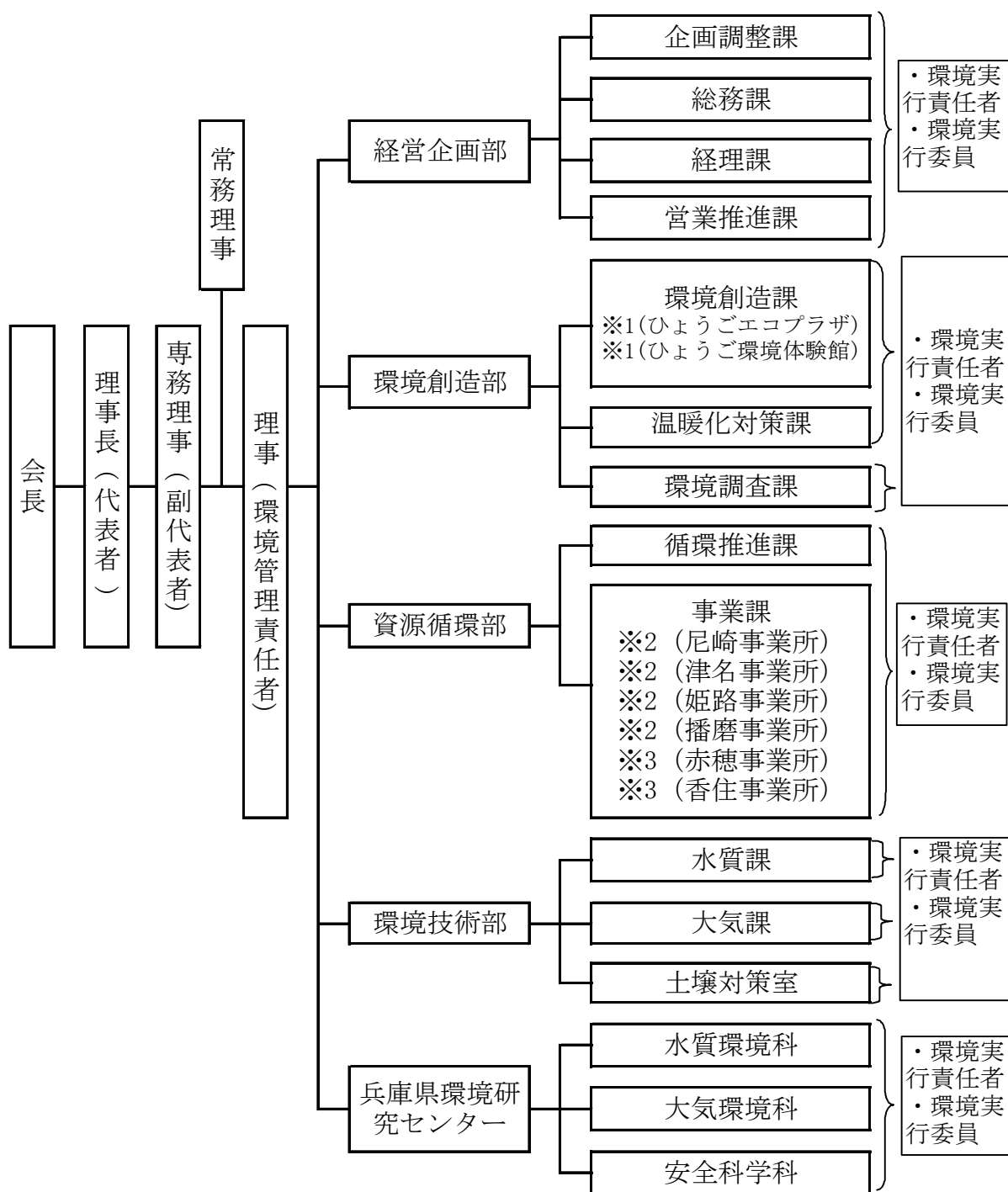
改訂日 平成23年4月1日

財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 大原義弘



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

(2) 対象範囲



※1 ひょうごエコプラザ及びひょうご環境体験館は、県のEMSのもとで活動しているため対象外とする。

※2 尼崎事業所、津名事業所、姫路事業所、播磨事業所は、大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動しているため対象外とする。

※3 赤穂事業所及び香住事業所は、平成25年度中に拡大予定

(3) 環境目標と環境活動計画

環境目標	具体的な取組	平成 23 年度目標	平成 22 年度目標	平成 22 年度実績	評価
(1) 化学薬品の管理	・衛生管理者による巡視点検（ドラフト制御風速チェック、ボンベ漏れ、排水処理 など）	巡視点検の実施（年 12 回）	巡視点検の実施（年 12 回）	巡視点検の実施（年 12 回）	○
(2) グリーン調達	・事務用品のグリーン調達	グリーン調達の推進	グリーン調達の推進	グリーン調達の推進	○
(3) 電気使用量の削減	・昼休みの消灯 ・空調の適正化（夏期：28℃、冬期：20℃）	1,304,724 kWh 以下	1,454,507 kWh 以下	1,256,233 kWh	○
(4) ガス使用量の削減	・使用量を管理し、削減に努める	5,480m3 以下	4,503m3 以下	4,563m3	×
(5) 二酸化炭素排出量の削減	・電気使用量削減の取り組みに加えてエコドライブの実施	571,676 kg-CO2 以下	635,900 kg-CO2 以下	560,700 kg-CO2	○
(6) 水使用量の削減	・水の流しっぱなしの防止 ・ペット洗浄時間の適正化	4,982m3 以下	4,430m3 以下	3,954m3	○
(7) 廃棄物排出量の削減	・非再資源化物の削減 ・紙使用量の削減	リサイクル率 70%	リサイクル率 70%	76%	○
(8) 環境創造活動の推進	・啓発型イベント、セミナー等開催及び支援・協力、参加	設定された環境保全活動のポイント数において、目標ポイント（8 ポイント）の達成率が 75%以上	設定された環境保全活動のポイント数において、目標ポイント（8 ポイント）の達成率が 75%以上	83%	○
(9) 産業廃棄物の管理	・産業廃棄物管理票による産業廃棄物適正処分の管理	産業廃棄物適正管理の実施	産業廃棄物適正管理の実施	マニフェスト 30 枚発行（適正処理を確認）	○
(10) 排水／排ガスの管理	・自主排水・排ガス測定の実施 ・排水・排ガス測定結果が基準値以内	試験分析排水及び排ガス管理の徹底：月 2 回の排水水質、年 1 回の排ガス濃度自主測定の実施	試験分析排水及び排ガス管理の徹底：月 2 回の排水水質、年 1 回の排ガス濃度自主測定の実施	排水：年 36 回測定 排ガス：年 1 回測定（基準値以下）	○
(11) 緊急事対策	緊急時対応訓練の実施	分析室における防火手順の確認	分析室における防火手順の確認	分析室における防火手順の確認	○

(4) 環境目標と環境活動計画の実績、取組結果とその評価

※平成22年度より認証対象範囲を拡大したため、数値は全体的に増加しております。

1) 化学薬品の管理（目標達成）

平成22年度の化学薬品の管理は、ISO9001等手順書である「薬品・高圧ガス管理手順」に従った管理を行っています。PRT法（※）に基づく物質（トルエン等）も1tを超えるものはありませんでした。また、平成22年度の衛生管理者による巡視点検（月1回／年12回）が行われ問題はありませんでした。

薬品使用量実績

薬品2.091 t

PRTR法に基づく物質

物質0.093 t

※tで換算しにくい物質(L)については比重を1として計算しています。



化学物質保管庫

※PRT法：「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」

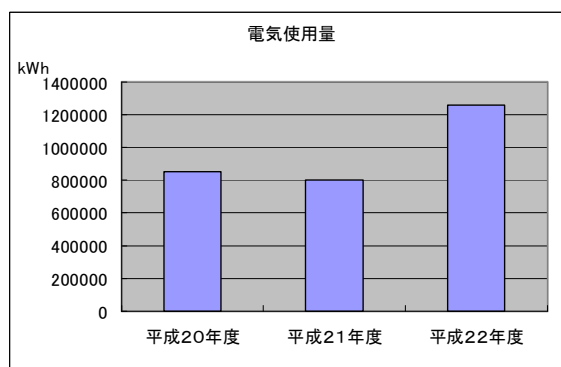
2) グリーン調達（目標達成）

グリーン調達については、経理課において、主に事務用品のグリーン調達を行っています。

平成22年度は、全ての事務用品についてグリーン調達が行われました。

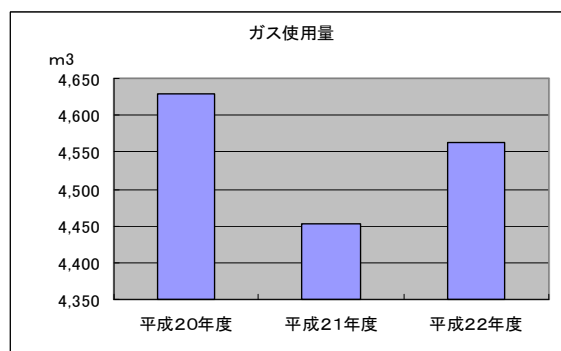
3) 電気使用量の削減（目標達成）

平成22年度における電気使用量は、1,256,233kWhであり、平成22年度目標（1,454,507 kWh）より約13%削減できました。



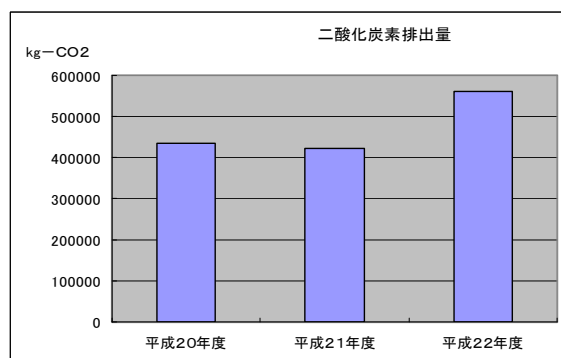
4) ガス使用量の削減（目標未達成）

平成22年度におけるガス使用量は、4,563m³であり、平成22年度目標（4,503m³）を達成できませんでした。主な原因としては、年度当初の寒波により、温水の使用量が増えたためと考えられます。



5) 二酸化炭素排出量の削減（目標達成）

平成22年度における二酸化炭素排出量は、560,700kg-CO₂であり、平成22年度目標635,900kg-CO₂より約12%削減できました。



（二酸化炭素排出係数

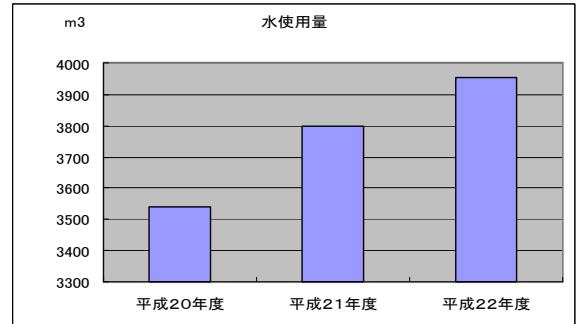
0.366kg-CO₂/kWh）



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

6) 水使用量の削減（目標達成）

平成22年度における水使用量は、3,954 m³であり、平成22年度目標（4,430 m³）より約10%削減できました。



7) 廃棄物排出量の削減（目標達成）

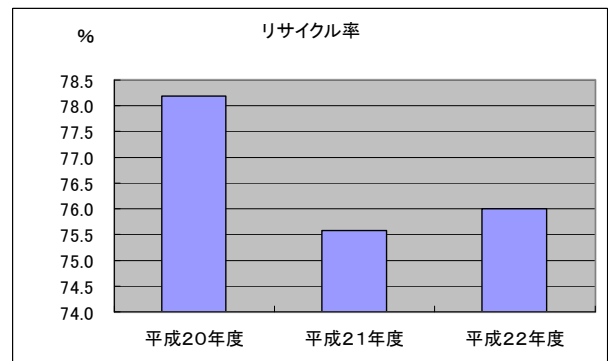
協会では、一般廃棄物は、再資源化物として古紙（コピー紙、雑誌など）、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、びん類、非再資源化物として可燃ごみ（生ゴミ／紙くずなど）、不燃／粗大ごみ（傘／フロピーなど）に分別しています。なお、一般廃棄物分より再資源化した比率（リサイクル率）は76%であり、目標（70%）を達成しました。

○再資源化物実績

古紙	5.279t
新聞紙	0.839t
ダンボール	1.746t
アルミ缶、スチール缶等	1.188t

○非再資源化物実績

可燃ごみ	2.468t
不燃／粗大ごみ	0.331t



8) 環境創造活動の推進（目標達成）

平成22年度における協会の環境創造活動として、職員の一人一人が下記の活動を行い、活動内容ごとに環境活動ポイントを設定することで、環境への取組を推進していくこととしています。職員全体（エコアクション21認証登録範囲）におけるポイント達成率は83%であり、目標（75%）を達成しました。

（環境創造活動内容）

- 環境講演会、イベント、技術研修会、調査研究学会等に参加
- エコフェスティバルに参画
- 環境問題に関する講演会、セミナー等に講師として参加
- 屋外清掃等の環境美化活動に参加
- 環境に関する勉強会に参加
- エコチェックカレンダー会員に参加
- 環境に関する調査研究をとりまとめ、外部又は内部報告を実施

9) 産業廃棄物の管理（目標達成）

協会から排出される産業廃棄物は、廃プラスチック類、廃ガラス類、廃金属類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油廃酸、廃アルカリ、廃油があります。平成22年度に排出された産業廃棄物は、1,202.8 kg、また、特別管理産業廃棄物は、1,577 Lでした。これらの産業廃棄物は都道府県知事、又は政令市の許可を受けた産業廃棄物処分業者に処分を委託し、委託時には産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）を発行して、適切に処分が行われたかどうかの確認を行っています。平成22年度における産業廃棄物管理票の発行枚数は30枚であり、すべて適切な処分が行われていることを確認しました。

産業廃棄物実績

廃プラスチック類	645.9kg	廃ガラス類	334.2kg
廃金属類	55.0kg	汚泥	167.7kg

特別管理産業廃棄物実績

廃酸	737L	廃油	800L
廃アルカリ	40L		

10) 排水／排ガスの管理（目標達成）

協会では、重金属などの有害物質を含む排水は、排水処理装置を用いて処理を行い、無害化し、pHを調整した後、公共下水道に排出しています。また、有機性汚濁物質を含む排水は、高分子凝集剤を使用した凝集沈殿を行った後、公共下水道に排出しています。これらの排水については、定期的に自主検査を行っていますが、基準値を超える値は検出されませんでした。

常温で揮散しやすい薬品（酸、溶剤）の取り扱い、ドラフト装置内で行い、揮散したガスを吸引して排ガス処理装置による処理を行った後、無害化した空気を大気中に放出しています。

また、協会では、薬品が大気中に放出されることを未然に防止するため、月1回、衛生管理者による巡視点検を行い、これらの設備に異常がないかどうかをチェックしています。



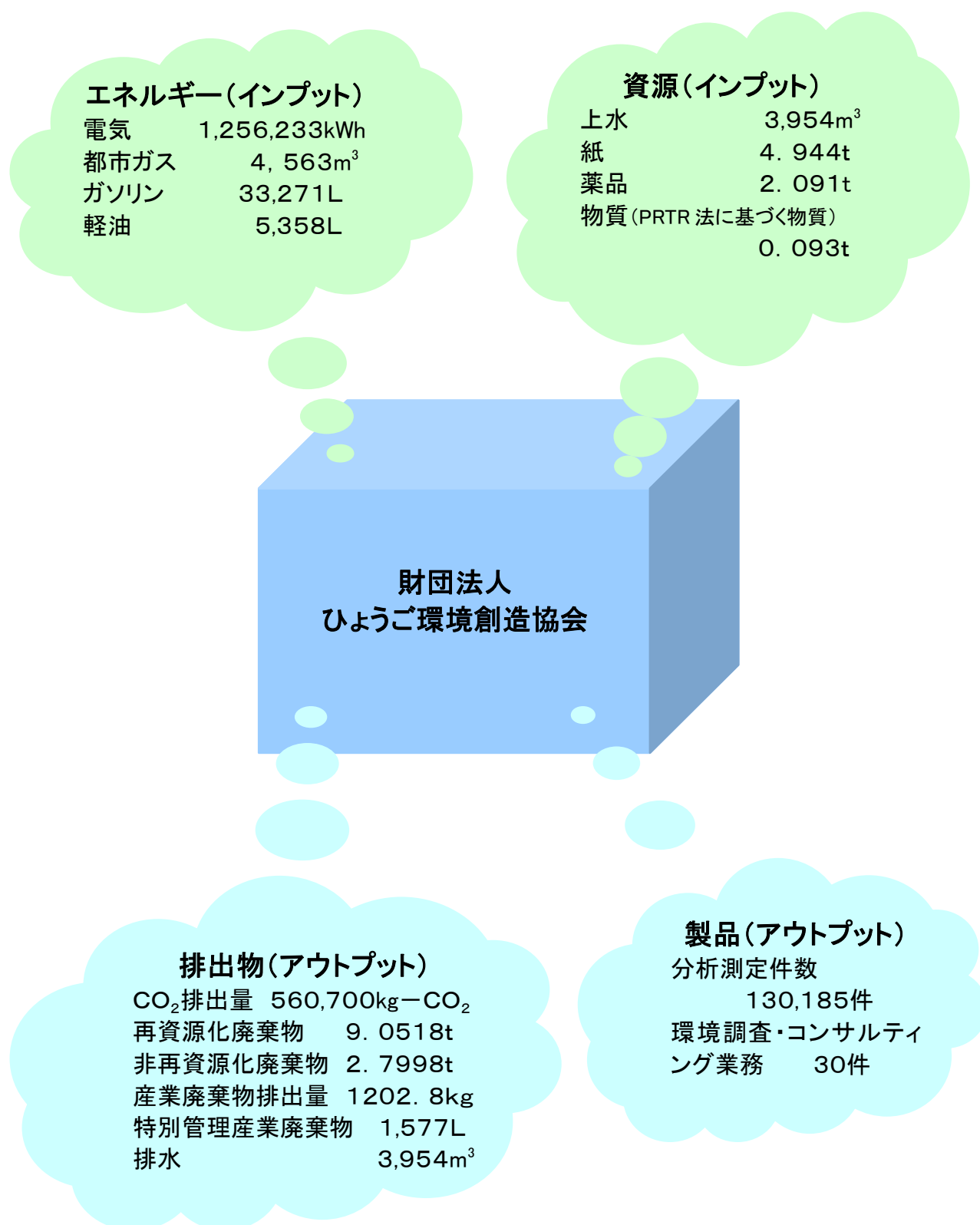
排水処理施設

11) 緊急時対策

協会では、エコアクション21登録認定範囲の全職員に対して、業務を推進するうえで必要な環境保全教育（自覚教育）を平成22年6月～7月に行いました。また、化学薬品の漏洩及び危険物保有量の多い分析室の火災を緊急事態として特定し、緊急事態への対応策として、「緊急事態対応手順書」を定めています。平成22年度は、手順書に定められた作業が適切に行うことができるかどうかの確認を行いました。

(5) マテリアルバランス

平成22年度の事業活動により、環境に与えた影響を環境負荷として示しています。



(6) 環境関連法規等の遵守状況の確認及びその評価の結果

並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規等については、環境経営システムのなかで、「法規制等遵守状況チェック表」を作成してチェックを行い、違反があった場合は是正することになっています。協会に適用される法規、その他の要求事項は、「法的及びその他の要求事項一覧表」に定めています。

また、平成22年度は、協会に適用される法規等について違反や公的機関等から訴訟及び利害関係者からの苦情は1件もありませんでした。

法的及びその他の要求事項一覧表					
※ ◎: 適用を受ける ○: 関連あり					
NO	※	法令等の名称	該当する施設名・物質・現象等	当協会の実施事項	点検・測定の頻度
1	◎	(国)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 S.45.12.25制定 H22.5.19最終改正 (市)神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 S.47.4制定 H.20.3.31最終改正	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	・産業廃棄物管理責任者による報告書の届出 ・産業廃棄物管理責任者による電子マニフェストの管理 ・「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	排出の頻度
2	○	(市)神戸市告示第881号 (平成22年度神戸市一般廃棄物処理実施計画) H22.3.31制定	一般廃棄物の分別	一般廃棄物を4区分に分別し、市の指定する区分ごとの袋又は回収委託業者の指示による区分ごとに排出する	排出の頻度
3	◎	(国)下水道法 S.33.4.24制定 H17.6.22最終改正 (市)神戸市下水道条例 S.44.4制定 H.21.3.31最終改正	排水処理装置	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	別紙(「神戸市下水道条例に係る排水測定頻度」)による
4	○	(国)特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 S.63.5.20制定 H12.5.31最終改正 (国)特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律 H.13.6.22制定 H.18.6.8最終改正	パッケージエアコン、公用車	廃棄時は適切に処置する	なし
5	◎	(国)消防法 S.23.7.24制定 H.21.5.1最終改正	薬品	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	使用の都度
6	◎	(国)労働安全衛生法 S.47.6.8制定 H.18.6.2最終改正	一般事項・室内環境 大気・排ガス	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	2回/年(6月、12月) 2回/年(3月、9月)
7	○	(国)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 H.11.7.13制定 H.14.12.13最終改正	薬品	「環境への負荷の自己チェックシート」による把握	年1回
8	○	(国)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 S.48.10.16制定 H.21.5.20最終改正	薬品	使用記録簿への記入	使用の都度
9	○	(国)高圧ガス保安法 S.26.6.7制定 H.18.6.2最終改正	分析室およびボンベ室	手順書等に従った管理	使用の都度
10	◎	(国)毒物及び劇物取締法 S.25.12.28制定 H.13.6.29最終改正	薬品	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	使用の都度
11	○	(国)悪臭防止法 S.46.6.1制定 H.18.6.2最終改正 (市)悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制地域の指定及び規制基準の設定について S.48.4.10制定 H13.4.19最終改正	薬品	薬品を使用後は、直ちに試験瓶を密栓するなど悪臭発生防止処置	なし
12	○	(国)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 H.4.6.3制定 H.19.5.18最終改正	公用車	エコドライブの推進	職員への周知
13	○	(国)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 H.12.5.31制定 H.15.7.16最終改正	環境物品	法の精神を尊重し、グリーン調達に努める	職員への周知
14	○	(国)資源の有効な利用の促進に関する法律 H.3.4.26制定 H.14.2.8最終改正	パソコン、紙、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等	分別回収、リサイクルおよびリユースを確実に業者への処理委託	職員への周知
15	◎	(国)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 S.32.6.10制定 H.22.5.10最終改正	分析機器	「EF46R-001 法規制等遵守状況チェック表」による	1回/年 2回/年
16	○	(国)特定家庭用機器再商品化法 H.10.6.5制定 H22.5.19最終改正	テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び乾燥機、エアコン	リサイクルおよびリユースを確実に業者への処理委託	-
17	○	(国)使用済自動車の再資源化等に関する法律 H.14.7.2制定 H22.5.19最終改正	自動車	自動車の購入/車検/廃棄時、情報管理センターに再資源化預託金等の預託	-
18	○	(国)自然公園法 S.32.6.1制定 H.21.6.3最終改正	-	-	-



法規制等遵守状況チェック表(平成 22年度)

報告	確認											
環境管理責任者	環境技術部長											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(文書番号: EF46R-001-版1)

環境計画			法令等の名称	制・改正 年月日	規制内容	規制値等	環境法規制の遵守状況												管理責任者 (法的資格)
規制物質名	該当設備	関連業務					チェック												
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水質汚濁物質	排水処理装置 (南経路排水)	水質・土壌分析	神戸市下水道条例	S.44.4制定 S.50.10改正	*カドミウム及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	樋口 大輔 (排水管理責任者)	
					シアン化合物	0.7mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					有機燐化合物	0.7mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					*鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					*六価クロム化合物	0.35mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					亜鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					*水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					PCB	0.003mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					*ジクロロメタン	0.2mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					*四塩化炭素	0.02mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					*ベンゼン	0.1mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
					フェノール類	5mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					銅及びその化合物	3mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					亜鉛及びその化合物	5mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					クロム及びその化合物	2mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					揮発性化合物	15mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					ほう素化合物	230mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-		-
					*水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
*生物化学的酸素要求量(BOD)	2,000mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
*浮遊物質(SS)	2,000mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
n-ヘキサン抽出物質	150mg/l以下 (S)	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-						
総窒素	1,200mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-						
総塩	100mg/l以下	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-						
*温度	45℃未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
					ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下	○	-	-	-	-	-	-	-	-				
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	-	土壌・底質分析 排水処理	産業廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	S.45.12制定 H.20.5改正	産業廃棄物の処分に関するマニフェストの管理 状況	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田清 英樹 (特別管理産業廃棄物 管理責任者)		
薬品	-	水質、大気、土 壌等の分析	毒物及び劇物取締法	S.25.12制定 H.13.8改正	毒劇物は、保管庫に施設して保管されている。 (衛生管理者による点検)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前田 保 (特定毒物研究者)		
薬品	-	水質、大気、土 壌等の分析	消防法	S.23.7制定 H.21.5改正	危険物は、指定数量を超えて保管されてい ない。(衛生管理者による点検)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山本 昇五(薬品・清 注ガス管理責任者)		
-	-	水質、大気、土 壌等の分析	労働安全衛生法	S.47.6制定 H.20.12改正	特殊健康診断の実施(年2回/6月・12月) 作業環境測定の実施(年2回/9月・3月)	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	田中 光弘 (作業環境測定士)		
放射性物質	ガス・UV・γ線 ECG検出器線源	水質、大気、土 壌等の分析	放射線同位体素等による 放射線障害の防止に關 する法律	S.32.8制定 H.17.7改正	文部科学大臣に管理状況報告(年1回/6月) 線量測定(年2回/9月・3月)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	大西 武夫 (放射線作業責任者)		



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

(7) 代表者による全体評価と見直しの結果

見直しのための情報	確認・指示内容/変更の必要性
[方針・目標、達成状況] 環境方針、環境目標に、資源循環部（旧兵庫県環境クリエイトセンター）及び、兵庫県環境研究センターを含めて運用を行いました。 平成22年度における環境目標は、ガスと軽油の使用量が未達となったが、その他はすべて達成できました。未達の原因は、寒波による冬季のガス使用量の増加と軽油車両の走行距離が増加した事によります。なお、電気を含めた二酸化炭素排出量の目標は達成されています。	[環境方針・環境目標に対するコメント] 資源循環部、兵庫県環境研究センターの運用も図られている。 環境目標の設定については、業務量の増加が見込まれる際にはそれを踏まえた適正な見直しを行うこと。 [変更の必要性] 有 無
[環境活動計画の取組み状況] 環境目標を達成するための活動項目は、環境実行委員会等により職員に通知され、取組みが継続して行われています。	[環境活動計画に対するコメント] 「環境創造活動チェック表」の環境活動の種類は、職員が取り組みやすい項目を記載し、周知すること。 [変更の必要性] 有 無
[法律等の改定、順守状況] 法規制等遵守状況チェックの結果、環境関連法規への違反はありません。また、外部からの環境関連法規に関する違反等の指摘及び訴訟はありませんでした。	[順守状況の確認に対するコメント] 特になし [変更の必要性] 有 無
[環境経営システムの実施状況] 平成22年度は、エコアクション21ガイドライン2009年度版に対応しました。また、組織統合に伴い、資源循環部（旧兵庫県環境クリエイトセンター）及び、兵庫県環境研究センターについても運用を行い、更新審査を受けました。	[環境経営システムに対するコメント] 取組状況を「数値化」・「見える化」する事でエコアクションの取り組みの重要性を感じることができる。 今後も職員が一丸となって取り組みの具体的方策を検討し、常に意識して継続し、改善する必要がある。 [変更の必要性] 有 無
[報告年月日] 平成23年 6月 10日	[見直し年月日] 平成23年 6月 10日
[環境管理責任者] 氏名： 井上 成人	[代表者] 氏名： 大原 義弘

(8) 次年度の環境目標と取組内容

(二酸化炭素排出係数0.366kg-CO₂/kWh)

活動	取り組み項目	管理項目	平成22年度目標	平成22年度実績 (基準)	平成23年度目標	平成24年度目標	平成25年度目標	主な取り組み項目	取り組み部署					
									事務局	経営企画部 環境創造部 (2F) 環境調査課	資源循環部 (事業所は除く)	水質課(本館側) 水質課(工技側) 及び土壌対策室 兵庫県環境研究センター	大気課 (大気棟)	大気課 (工技側)
環境 負 荷 の 低 減	化学薬品の管理【環境方針(1)①】	薬品管理	月1回実施状況の確認	月1回実施状況の確認	月1回実施状況の確認	月1回実施状況の確認	月1回実施状況の確認	ISO9001等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録を確認	◎	—	—	◎	◎	◎
	グリーン調達【環境方針(1)②】	グリーン調達の推進	月1回部署内で周知	月1回部署内で周知	月1回部署内で周知	月1回部署内で周知	月1回部署内で周知	環境に配慮した物品等の購入及び使用	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	二酸化炭素の削減【環境方針(1)③】	電気使用量(kWh)	1,454,507以下	1,256,233	1,304,724以下	1,304,724以下	1,304,724以下	昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する、冷暖房時は適切な温度(冷房時28℃以上、暖房時20℃以下)に設定する、エコタップの活用を図る、廊下の消灯を行う、環境実行委員等が「環境行動チェック表」により取組状況をチェックするなど	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		ガス使用量(Nm3)	4,503以下	4,563	5,480以下	5,480以下	5,480以下	ガス使用量を管理し、削減に努める	◎	◎	—	◎	◎	◎
		ガソリン使用量(L)	35,333以下	33,271	—	—	—	エコドライブの推進 不要なアイドリングをやめる、タイヤの空気圧をチェックする、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切に行う、急発進、急加速はやめるなど	◎	◎	—	◎	◎	◎
		ガソリン燃費	—	—	平均9.1km以上	平均9.1km以上	平均9.1km以上		◎	◎	—	◎	◎	◎
		軽油使用量(L)	4,572以下	5,358	—	—	—		◎	—	—	—	◎	◎
		軽油燃費	—	—	平均6.8km以上	平均6.8km以上	平均6.8km以上		◎	—	—	—	◎	◎
		二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	635,900以下	560,700	571,676以下	571,676以下	571,676以下	電気、ガス、ガソリン、軽油の削減に取り組む	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	水使用量の削減【環境方針(1)③】	水使用量(m ³)	4,430以下	3,954	4,982以下	4,982以下	4,982以下	水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適正に行うなど	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	廃棄物排出量の削減【環境方針(1)④】	リサイクル率(%)	全体で70%(部署ごとに目標別)	76%	全体で70%(部署ごとに目標別)	全体で70%(部署ごとに目標別)	全体で70%(部署ごとに目標別)	再生できる紙類はごみにせず分別する、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する、使い捨て容器の使用を控えるなど	◎	◎	◎	◎	◎	◎
環境創造活動	環境創造活動の推進【環境方針(2)①②③】	環境保全活動	年間平均達成率75%以上	83%	年間平均達成率75%以上	年間平均達成率75%以上	年間平均達成率75%以上	職員全員が環境創造活動を行い、「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとに活動状況をチェックする。 (評価方法) ・職員に1人あたり累計8ポイントで目標達成とし、四半期ずつ目標2ポイントずつの増加させ、累計で評価する	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※ 環境方針(1)⑤⑥は、法令遵守に該当するため、「法的及びその他の要求事項一覧表」及び「法規制等遵守状況チェック表」等による管理項目とする

発行／財団法人ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31
TEL 078-735-2737 FAX 078-735-2292
お問い合わせ先 経営企画部企画調整課
ホームページ <http://www.eco-hyogo.jp/>



財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association